

ID: 3076

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	違反者に対する命令(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 第21条 第6項		
法令番号	平成4年法律第76号		
<p>【基準】</p> <p>法第21条第6項の規定による。</p> <p>6 都道府県知事は、第1項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、良好な拠点業務市街地を整備し、又は開発するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日